

産業廃棄物処分量許可証

住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1

氏名 株式会社イワフチ

代表取締役 岩渕 慶太

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和7年(2025年)2月21日

許可の有効年月日 令和12年(2030年)10月19日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず及び金属くず 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
切 断	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）及び木くず以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の種類	破砕施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5147番2	杵島郡江北町大字下小田3305番1
設置年月日	令和6年11月20日	平成30年9月18日
処理能力	廃プラスチック類：37t/日（8時間） 紙くず：41t/日（8時間） 木くず：46t/日（8時間） 繊維くず：26t/日（8時間） ゴムくず：51t/日（8時間） 金属くず：40t/日（8時間）	廃プラスチック類：206t/日（8時間） 紙くず：206t/日（8時間） 金属くず：583t/日（8時間）
許可年月日	令和6年(2024年)11月14日 (変更許可)	
許可番号	佐賀県指令6循環第20号	

施設の種類	圧縮施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず*	金属くず
設置場所	武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5145番	杵島郡江北町大字下小田3305番1
設置年月日	平成17年9月30日	平成17年2月18日
処理能力	廃プラスチック類：2.6 t/日（8時間） 紙くず*：4.1 t/日（8時間）	4.1 t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設（固定式及び移動式）	圧縮施設
産業廃棄物の種類	木くず*	廃プラスチック類、紙くず
設置場所	武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5147番2	武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5145番
設置年月日	平成29年2月8日	平成18年2月12日
処理能力	200 t/日（8時間）	廃プラスチック類：6.4 t/日（8時間） 紙くず*：15.6 t/日（8時間）
許可年月日	平成28年（2016年）8月5日	
許可番号	佐賀県指令28循環第6号	

施設の種類	切断施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（切断）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5147番2
設置年月日	平成31年4月23日
処理能力	木くず*：4.2 t/日（8時間） 廃プラスチック類：3.5 t/日（8時間） 金属くず*：5.1 t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ：1.9 t/日（8時間）

3. 許可の条件

移動して破碎処理する場合は、排出事業所敷地内の作業に限り、隣地との敷地境界から1.1m以上離して設置すること。

移動して切断処理する場合は、排出事業所敷地内の作業に限る。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年10月20日 更新許可（優良基準適合）

令和6年11月28日 変更届 破碎施設（平成20年7月24日設置）の廃止
破碎施設（令和6年11月20日設置）の追加及び
中間処理業（破碎）の産業廃棄物の種類（ガラスくず・
コンクリートくず・陶磁器くず）の廃止

令和7年 2月21日 変更許可 中間処理業（切断）の産業廃棄物の種類（ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）の追加 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。